

# 福岡県柔道協会会則

## 第1章 名称および事務所

第1条 本協会を「福岡県柔道協会」と称する

第2条 本協会の事務所を福岡武道館内（福岡市中央区大濠）に置く

## 第2章 目的および事業

第3条 本協会は柔道の普及発展および加盟団体相互の親睦融和を図ることを目的とする

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 試合・大会の開催ならびに後援
- (2) 講習会・講演会・研究会の開催ならびに後援
- (3) 段、級の審査
- (4) 柔道に関する調査、研究
- (5) 指導者の養成ならびに資格査定
- (6) 資材ならびに施設の斡旋、助成
- (7) 刊行物の発行
- (8) 柔道に関する渉外事項
- (9) 前各号のほか柔道の発展のために会長が必要と認める事項

## 第3章 組織及び会員

第5条 本協会は県下各地域別あるいは各職域等において柔道愛好家が、自主的に作ったところの柔道団体をもって組織し、全日本柔道連盟に会員登録をしたものを本協会の会員とする

会員登録をしない場合、本協会を退会したものとみなす

なお、多年にわたり道場等で指導に携わったものなど柔道界への貢献が顕著と認められる場合には、会長の承認により会員になることができる

第6条 前条の各地域とは、大牟田地区、久留米地区、福岡地区、筑豊地区、北九州地区とし、職域における団体は全県下にわたり構成されたものとする

第7条 本協会への加盟および退会については理事会の承認を要する

第8条 会員は、本協会の解散、本人の死亡または失踪宣言を受けた場合、資格を喪失する会員が本連盟の名誉を傷つけ、または事業の遂行を妨げ、会長が除名を決定したとき本連盟から除名されるものとする

第9条 退会したもの（全日本柔道連盟への会員登録をしなかったもの）または除名処分を受けたものは、本協会に対する権利を失い、同時に義務を免れるものとする

#### 第4章 役員

第10条 本協会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局次長 若干名
- (7) 理事 40名以内
- (8) 監事 2名
- (9) 審議員 若干名

第11条 本協会の役員を選出および任期は次のとおりとする

- (1) 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 理事は、各加盟団体から別に定める内規により若干名を選出する
- (3) 前号ほか会長は、理事会に諮って若干名の理事を指名することができる。ただし、その数は総員の三分の一を超えてはならない
- (4) 会長は理事会において互選する
- (5) 副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、理事および監事は、理事会に諮り会長が委嘱する
- (6) 審議員は、別に定める内規の各加盟団体から若干名を選出する。そのほか会長が必要と認める場合に審議会に諮って若干名の審議員を指名することができる。ただし、その数は総員の三分の一を超えてはならない
- (7) 役員がその任期中に更迭する場合、後任者の任期は前任者の残余期間とする
- (8) 役員はすべて後任者が決定するまでその職務を遂行しなければならない。

第12条 役員の仕事は次のとおりとする

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する
- (3) 理事長は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づき本会の業務を掌理する
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは職務を代行する

- (5) 事務局長は、本会の事務局業務を統括する
- (6) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは職務を代行する
- (7) 理事は、理事会を構成し、本会の業務を議決し執行する
- (8) 監事は、会計を監査し、理事会にこれを報告する
- (9) 審議員は、審議會を構成し、別に定める規約により段・級の審議を行う

## 第5章 名誉会長および顧問

第13条 本協会に、名誉会長および顧問を置くことができる

- (1) 名誉会長および顧問は、理事会に諮って会長が委嘱する
- (2) 名誉会長および顧問は、理事会には出席しない

## 第6章 会 議

第14条 理事会は会長が招集し、以下の事項を附議し、審議する。議決は委任状を含め役員  
の過半数とする。理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長の指示に  
より副会長または理事長が代行することができる

なお、本会規則の変更については、第21条に定める

- ・会則の変更
- ・予算、決算、事業計画および実績の報告
- ・役員を選出
- ・本協会の解散
- ・その他特に重要と認められる事項

※理事会構成メンバー

会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、理事、監事

第15条 理事会の下に委員長会議を置く。各委員長はそれぞれの委員会を代表し、運営の  
実務を担うとともに理事会に各委員会の活動計画及び実績の報告を行うものとする

- (1) 委員会の種類は以下のとおり  
(専門委員会) 総務委員会、強化委員会、審判委員会  
(特別委員会) コンプライアンス委員会  
(その他事業委員会) 大会事業担当、登録担当、指導者資格担当、形・昇段担当、  
福岡柔道クラブ担当
- (2) 各委員長は役員の中から会長が指名する
- (3) 各委員会の副委員長は会長が指名する。副委員長については役員以外の選出も可能  
とする
- (4) 各委員会のメンバーは各委員長が指名し、事前に会長の承認を得るものとする
- (5) 委員長会議は、理事長が招集し、原則として年4回開催する

- (6) 委員長会議の参加メンバーは以下のとおり  
会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、各委員会委員長、事務局その他  
理事長が必要と認めるもの
- (7) 委員長会議は、各委員会が所管する事業のスケジュール共有、役割分担整理、課題  
整理等を目的とする

## 第7章 会計

第16条 本協会の経費は事業収入、昇段・昇級受験料、賛助会費その他の収入をもってこれに当てる

第17条 本協会の会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わる  
なお、令和7年度については1月1日に始まり令和8年3月31日までとし、令和8年度以降の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日までとする  
また、理事会は、会計年度終了後、二か月以内に開催するものとする

第18条 予算は理事長が統括する事務局においてこれを編成し、理事会の承認を得ることとし、決算は監事の監査を経て理事会の承認を得るものとする

## 第8章 事務局

第19条 本協会に事務局を置く  
事務局は理事長が統括し、副理事長、事務局長、事務局次長および事務局員で組織する  
なお、事務局員は、理事長が委嘱する

## 第9章 安全対策

第20条 第4条の各種事業を行うに当たっては、原則として次の諸手続きを経なければ参加することができない

- (1) 本協会が主催する大会、講習会等に参加する者は、スポーツ傷害保険等に加入しておくこと
- (2) 上記事業に参加する者は、所属責任者（校長等）の承認を受けるものとする  
なお、義務教育中の者にあつては、引率責任者が引率のうえ参加するものとする

第21条 前条において負傷等が発生した場合には応急的措置は行うが、事後の当該負傷についての責任は一切負わないものとする

## 第10章 附 則

第22条 本会規則は、役員総会の議決によらなければ変更することができない  
なお、議決は委任状を含め役員の3分の2以上とする

以 上

別紙

## 福岡県柔道協会 組織機構図

(別添資料を参照ください)

# 内 規

福岡県柔道協会会則第 11 条の別に定めるところの内規とは次の通り

## 1 各地域団体、職域団体の理事数について

### 【地域団体】

- ・福岡地区 3名
- ・北九州地区 3名
- ・大牟田地区 3名
- ・久留米地区 3名
- ・筑豊地区 3名 計 15名

### 【職域団体】

- ・学柔連 2名
- ・高体連 4名
- ・中体連 2名
- ・警察 2名
- ・実柔連 2名 計 12名

### 【その他】

- ・道場 2名
- ・医科学 1名 計 3名

なお、上記理事数には、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長及び監事を含まない。

## 2 審議員及び審議会について

福岡、北九州、大牟田、久留米、筑豊の各地域団体は各々五段まで講道館に対して昇段推薦者を有するも、実力の平均化、相互の連絡を図る意味において四段以上は合同にて審議することと定める。

当分の間、5月及び11月の年2回とする。

審議員については、あらかじめ各地域団体から県協会に氏名を登録するものとし、その数は理事の数と同数とする。

六段以上の審議会に出席する審議員は原則として八段以上とする。

### 【本会則改正履歴】

昭和22年5月1日施行  
昭和44年2月1日改正  
昭和63年5月1日改正  
平成2年5月1日改正  
平成28年5月1日改正  
令和7年2月1日改正